

議案第20号

大網白里市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
大網白里市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年2月22日提出

大網白里市長 金 坂 昌 典

大網白里市国民健康保険条例の一部を改正する条例
大網白里市国民健康保険条例（昭和35年条例第11号）の一部を次のよう
に改正する。

第6条第1項中「40万8千円」を「48万8千円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の大網白里市国民健康保険条例第6条第1項の規定
は、施行日以後の出産に係る出産育児一時金について適用し、同日前の出産
に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。